



## お知らせ1

### 第13回 法律セミナーのご案内 「副業・兼業に関する企業における実務上の対応と労働管理」

昨年においても、テレワークやフリーランスに関する法律上の制度が整備されたり、副業・兼業における割増賃金の支払に係る労働時間の通算管理の見直しがなされたりするなど、副業・兼業に対応した労働管理の整備の動きが進みつつあります。そこで、副業・兼業に関する企業における今後の実務上の対応について、労働管理上の留意点等も含め、ご説明いたします。

内容：副業・兼業の促進に関する実務上の対応と労働管理  
講師：代表弁護士 室谷 光一郎、弁護士 梅川 颯太  
日時：令和7年3月18日（火） 16時00分～17時00分  
会場：心斎橋周辺 ※参加者様には後日ご連絡させていただきます。  
参加費：無料  
申込方法：必要事項（御芳名、貴社名・部署名、連絡先・電話番号、メールアドレス）をご記入の上、下記のメールアドレス宛にメールにてお送りいただければ幸いです。  
※弊所HPのお問い合わせフォームからお申し込みもいただけます。必要事項を記載の上、お送りください。

## お知らせ2

### 法人・事業者の方限定！！無料法律相談会のご案内

今回、皆様から沢山ご要望いただきました無料法律相談会を弊所で開催することとなりました。法人・事業者の方の雇用・解雇トラブル、契約書法務、事業承継問題、知的財産、売掛金の回収、危機管理対策・クレマー対応などのお悩み、ご相談を幅広く対応いたします。この機会に是非、お気軽にご相談いただけたら幸いです。

日時：2月14日(火)、3月4日(火)、4月8日(火)、5月13日(火)、6月3日(火)、7月8日(火)、8月5日(火)、9月9日(火)、10月7日(火)、11月4日(火)、12月2日(火)  
時間：10時00分～17時00分  
会場：室谷総合法律事務所  
参加費：無料（完全予約制）※一企業30分まで  
申込方法：必要事項（御芳名、貴社名・部署名、連絡先・電話番号、メールアドレス、ご希望の日程・時間（第1候補から第3候補までご記載ください）、ご相談内容について）をご記入の上、下記のメールアドレスにメールしていただくか、お電話にてご予約ください。  
※お電話の場合、【●月●日無料相談会の件】とお伝えください。  
※無料相談会のご利用は一企業1回までとなります。

室谷総合法律事務所 〒550-0013 大阪市西区新町1丁目5番7号 四ツ橋ビルディング602号  
TEL:06-6535-7340 FAX:06-6535-7341 <https://murotani-law.jp> <https://media-law.jp>



## 謹んで新年のお慶びを申し上げます

タイ（ワット・アルン）にて撮影：弁護士 梅川 颯太

あけましておめでとうございます。弁護士4名、事務員2名態勢で本年はスタートを切ることになりました。弁護士3名態勢から弁護士4名態勢になり、クライアントの皆様への対応も質量ともにアップデートできるようになりました。そして、年頭にて、まずは、本年も、クライアントの皆様のために闘うという意識、クライアントの皆様を支えられているという意識を所員全員が引き続きしっかりと持って対応することお伝え申し上げます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、去年は、Netflixドラマ「地面師たち」が日本だけでなく世界的にもヒット作品となり、時代劇ドラマシリーズ「SHOGUN 将軍」が第76回プライムタイム・エミー賞で作品賞や真田広之さんの主演男優賞等18冠を獲得する快挙を成し遂げました。また、2023年に米国を含む全世界の楽曲チャートであるBillboard Global 200において世界7位を獲得したYOASOBIによる「アイドル」が去年は8億回を突破する再生回数を達成し、日本エンタメの底力を世界に示す年になったように思います。また、産業という視点で見ますと、鉄鋼産業をはじめとする他の産業と比べても、コンテンツビジネス産業の売上、海外展開は増加傾向にあります。コンテンツビジネスが今後の日本経済を牽引する一翼を担うことは明らかです。弊所はエンタメ法務にも専門性を有していますが、エンタメ業界の縁の下の力持ちになるべく、エンタメ・メディア企業、クリエイターの方々に寄り添ったリーガルサービスを本年も提供して参ります。

そして、世界的にインフレが進み、物価と賃金が上昇していく中、日本社会もようやく30年間のデフレから脱却しつつあります。インフレ基調が進むことで、新しい産業が興隆し、労働市場の流動化と再編が始まり、それに伴った法改正等も進んでいきます。弊所もそのような社会変容、法変容に対応し続けることを意識して取り組んで参ります。また、社会変容の中で新しいことに取り組む企業や人々がより活躍できるよう、そして、その支えとなるようなリーガルサービスを提供しつつ、他方で社会変容の中で苦しむ企業や人々をサポートするようなリーガルサービスも同時に提供していきたいと思っております。弊所は、時代の流れをアップデートしつつ、時代に流されず、時代に対峙する、そして、企業や人々に寄り添う、そんな法律家集団でありたいです。

代表弁護士 室谷 光一郎

## 室谷総合法律事務所

代表弁護士 室谷 光一郎  
弁護士 梅川 颯太  
弁護士 平井 希依  
弁護士 山崎 絢香

〒550-0013 大阪市西区新町1丁目5番7号

四ツ橋ビルディング602号

TEL:06-6535-7340 FAX:06-6535-7341

<https://murotani-law.jp> <https://media-law.jp>

E-MAIL:murotanisougou@murotani-law.jp

地下鉄四ツ橋線四ツ橋駅2番出口直結。

月曜日～金曜日 相談要予約



## 令和7年に施行される育児・介護休業法の 改正内容及びその対応について

令和6年5月31日に育児・介護休業法の改正法が公布され、令和7年4月1日と同年10月1日に施行が予定されております。事業者様においては、改正法により、以下の社内規程や制度等の更新、社内研修等での労働者への周知などをすることが求められます。詳細はお気軽にお尋ねください。

### 柔軟な働き方を実現するための措置等【3歳以上～小学校就学前】（令和7年10月1日施行予定）

3歳以上～小学校就学前までの子を養育する労働者に対して、①始業時刻等の変更、②テレワーク（10日／月）、③短時間勤務、④新たな休暇の付与（10日／年）、⑤その他働きながら子を養育しやすくするための措置（保育施設の設置運営等）のうち、2つ以上の措置を講ずる必要があります。当該措置については、対象労働者に対する個別の周知および意向確認を行うことも義務付けられます。

### 所定外労働の制限（残業免除）の対象範囲の拡大【小学校就学前まで】（令和7年4月1日施行）

所定外労働の制限（残業免除）の対象となるのは、3歳になるまでの子を養育する労働者に限られていましたが、対象になる労働者の範囲が、小学校就学前の子を養育する労働者まで拡大されました。

### 子の看護休暇の名称変更および利用可能期間の拡大【小学校3年生まで】（令和7年4月1日施行）

学級閉鎖・子の行事に参加する場合等にも看護休暇が取得できるようになり、名称が「子の看護等休暇」に変更されます。取得できる日数（1年度当たり5日、対象となる子が2人以上の場合は10日）はそのままに、対象となる子が小学校3年生（現行は小学校就学前）まで拡大されます。また、勤続6月未満の労働者を、労使協定に基づいて看護休暇の取得対象外とすることができなくなります。

### テレワークの努力義務化【3歳未満】（令和7年4月1日施行）

3歳未満の子を養育する労働者が育児休業をしていない場合、在宅勤務等（テレワーク）の措置を講ずることが努力義務として課されます。

### 個別の意向の聴取のための面談が義務化【妊娠出産の申出時および子が3歳になる前】（令和7年10月1日施行予定）

妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前に、労働者に対して仕事と育児の両立に関する個別の意向を聴取・配慮することが義務付けられます。

### 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等（令和7年4月1日施行）

- 両立支援制度の個別周知、意向確認、情報提供、研修等の義務化  
改正法により、①介護に直面した旨の申し出をした労働者に対して、介護休業の制度や両立支援制度等についての個別の周知・意向確認を行うこと、②40歳に達した労働者などに対して、両立支援制度等に関する早期の情報提供を行うこと、③仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい雇用環境整備の措置を講ずることが義務付けられます。
- 介護休暇（要介護状態にある家族の世話をを行うための休暇）の対象範囲の拡大  
介護休暇（1年度当たり5日（対象家族が2人以上の場合は10日））について、勤続6か月未満の労働者を労使協定に基づいて取得対象外とすることができなくなります。
- 家族を介護する労働者については、努力義務の対象にテレワークを追加  
要介護状態の対象家族を介護する労働者に対して、テレワークを選択できる措置を講ずることが努力義務として課されます。

### 育児休業の取得状況の公表義務の拡大（令和7年4月1日施行）

常時雇用する労働者数が300人超（現行1000人超）の事業主に対して、育児休業等の取得状況を公表することが義務付けられます。



### 答えは現場にある！

むろたにこういちろう  
弁護士 室谷 光一郎

昨年は、様々な現場に行き、触れることを意識的に行いました。そこに行けば会うことが出来る人々、第六感も含めて感じられる空気感、現場でしか味わえない何かがあると信じて。読書、映画、旅行、会食、撮影現場、仕事等、やはり、現場には特有の答えがあるように思います。そして、人との出会いにおいては、お酒は重要な潤滑油となる要素があります。他方で、お酒の飲み過ぎは健康を害します。昨年はそのバランスの重要性も感じた一年でした(反省・・・)。今年も果敢に様々な現場に飛び込み、何かを感じ、常に自分を変革し続けたいと思っています。ただ、飲み過ぎには注意しようと思っています・・・



### 言葉と速度

ひらいきえ  
弁護士 平井 希依

昨年の、ハン・ガンのノーベル文学賞受賞は個人的に嬉しいニュースでした。法律に携わっていると、法が捨象してしまう人間の姿を描こうとする文学や芸術の大切さもかえって実感します。

宇佐見りんの小説『くるまの娘』の一節が忘れられません。「人が傷つく速度には、芸術も政治もなにもかも追いつかない。」すごい表現ですね。作家と法律家は対照的な仕事ですが、自分以外の人に言葉でどう向き合うか考え続ける職業という点は共通しているのだと感じました。

そして法律が、人が社会を動かし共存するために、重要なツールであることもまた事実です。今年も一層見識を深め、皆さまのお役に立てるよう精進してまいります。



### 「心機一転」

うめがわそうた  
弁護士 梅川 颯太

何事においても、現状に甘んじることなく、積極的に新しいことに挑戦したり、新しい環境に身を置いたりなどして、意識的に自分を奮い立たせることにより「進化」してゆく必要があると、年次を重ねる度にひしひしと感じます。もちろん新しいことばかりではなく、その過程で巡り合えたご縁を大切にしてくることも、自分の在り方というものを自然と教えてくれるような気がします。

ひよんなご縁もあり、昨年9月より室谷総合法律事務所に入所してからというもの、従前は携わることもなかったご相談等もあり、私自身も勉強をさせていただきながらではございますが、「心機一転」の一年にしてゆければと思っております。



### 推し活の新しい楽しさ

やまさきあやか  
弁護士 山崎 絢香

「推し活」は、遠征のついでの観光・ご当地グルメなど副次的な楽しみも大きいです。昨年は、山口県へ某アイドルグループのコンサートへ行き、湯田温泉に宿泊し、翌日は萩市で松下村塾や明倫学舎を見学、旬の海鮮や夏みかんを堪能しました。

入所以来コンテンツの作り手・発信者側の皆様と関わらせていただき、一つの作品が消費者に届くまでにたくさんの方々の仕事の積み重ねがあることを改めて実感するとともに、法律家としてコンテンツを守りより良くするため何が出来るかを考えるようになりました。

以前と同じようにコンサートに参加していても、以前よりも多角的な視点で考え楽しむことができるようになった気がします。